

新収益認識基準が比較可能性に与える影響 —アンケート調査結果を用いた実証分析—

中村 亮介

(筑波大学 准教授)

塚原 慎

(駒澤大学 講師)

小澤 康裕

(立教大学 准教授)

吉田 智也

(中央大学 准教授)

本稿の目的は、わが国の新収益認識基準（企業会計基準第 29 号）が、会計情報の質的特性である比較可能性および意思決定有用性に及ぼす影響を、企業側の観点から実証的に把握することである。当該基準は、財務諸表の比較可能性の観点から、国際財務報告基準第 15 号をもとに開発されたが、当該基準の適用が比較可能性および意思決定有用性にもたらす影響に関する十分な実証結果が得られているとは言えず、企業側の見解を捕捉しようとするものは、筆者らの調査の限りにおいて存在しない。また、そもそも、比較可能性が意思決定有用性を高めるか否かについての実証的な知見は希薄である。

そこで、企業に対するアンケート調査をもとに検証した結果、①企業が、基準第 29 号は比較可能性および意思決定有用性を向上させると考えているという証拠は得られず、②比較可能性に関する回答値と意思決定有用性に関する回答値に有意な正の関係が確認され、③「重要性等に関する代替的な取扱い」への容認度合いと基準の評価の間には、負の関係性が認められた。つまり、国内基準独自の容認規定に対する企業側の考え方の違いが、基準第 29 号に対する評価の違いにあらわれていることが示唆された。

The impact of the new revenue recognition standard on comparability -An empirical analysis using the results of a questionnaire survey-

Ryosuke NAKAMURA

(University of Tsukuba, Associate Professor)

Makoto TSUKAHARA

(Komazawa University, Lecturer)

Michihiro OZAWA

(Rikkyo University, Associate Professor)

Tomoya YOSHIDA

(Chuo University, Associate Professor)

The purpose of this paper is to empirically examine the impact of Japan's new revenue recognition standard (Accounting Standards Board of Japan (ASBJ) Statement No.29) on comparability and decision usefulness from the perspective of companies. According to the ASBJ, the standard is based on International Financial Reporting Standards (IFRS) 15 and "incorporates the fundamental principles of IFRS 15 from the perspective of comparability of financial statements". However, there are few empirical findings on whether comparability enhances decision usefulness or not.

Based on our survey, the results are as follows. (i) We did not find any evidence that firms (financial statement preparers) believe that ASBJ Statement No.29 improves comparability and decision usefulness. On the other hand, (ii) significant positive results were identified for the responses on comparability and decision usefulness. Furthermore, (iii) there was a negative relationship between the degree of acceptance of "alternative treatment of materiality" and the evaluation of ASBJ Statement No.29. In other words, it suggests that the difference in the companies' attitude toward the permissive provisions of the domestic standards was reflected in the difference in the evaluation of ASBJ Statement No.29.

I 問題意識

本稿の目的は、上場企業に対して行ったアンケート調査の結果をもとに、日本における収益認識に関する新基準の導入が会計情報の質的特性である比較可能性および投資家の意思決定有用性に及ぼす影響を、企業側の観点⁽¹⁾から実証的に把握することである。

米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board: FASB) および国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board: IASB) は、2002年9月に収益認識に関わる包括的な会計基準開発に向けた共同プロジェクトを開始し、その最終的な成果として2014年に国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: IFRS) 第15号「顧客との契約から生じる収益」(IASB [2014], 以下、IFRS 第15号、米国基準ではASC-Topic 606; FASB[2014]) を公表した。これを受け、2018年3月30日、企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan: ASBJ) より企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(ASBJ [2018a], 以下、基準第29号) が公表され、わが国においても、企業の収益認識を包括的に規定する会計基準が適用されることとなった⁽²⁾。本稿においては、この基準第29号が比較可能性および意思決定有用性に影響を及ぼすと企業は考えているのかについて分析を行う。

分析に至る背景として、基準第29号という新しい会計基準の適用効果が必ずしも解明されていないことがある。具体的には、次の2点が挙げられる。

基準第29号は、「国内外の企業間における財務諸表の比較可能性の観点から、IFRS 第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点」(ASBJ [2018a], 第97項) としている。しかしながら、当該基準の適用が比較可能性ないし意思決定有用性に及ぼす影響に関する十分な量的実証的な検討がなされているとは言えない。また、そもそも、比較可能性が意思決定有用性を高めるか否かについての (特に、企業側の見解を捉えた) 実証的な知見は希薄である。これが1つ目の背景である。

もう1つは、基準第29号が比較可能性および意思決定有用性へ作用する経路が未解明なことである。これまで、会計基準 (基準第29号) がどのようなプロセス・経路を経て比較可能性に作用するのかについて、必ずしも実証的な検討がなされてこなかった。これに関して、基準設定の議論においては、比較可能性に影響を及ぼす概念として、「統一性」と「弾力性」が挙げられている (IASB [2018]; 飯野 [1971]; 中野 [2020])。基準第29号をこの枠組みで理解すると、IFRS 第15号との主たる内容上の差異である「重要性等に関する代替的な取扱い」は、基準の弾力性を高めるものと捉えることができる。そこで本稿では、「弾力性に対する企業の考え方 (態度)」が、「基準第29号の比較可能性に関する評価」に影響を及ぼしていることを確認することで、企業が考える弾力性と比較可能性の関係を定量的に示すこととする。

以上の背景から本稿の検証課題を整理すると、①基準第29号は比較可能性および意思決定有用性を向上させると企業は考えているか、②比較可能性の向上は意思決定有用性を改善させると企業は考えているか、③「重要性等に関する代替的な取扱い (弾力性)」に対する態度の違いは、基準第29号に対する企業の評価における違いを説明しうるか、である。

分析の結果は、以下の3点に要約できる。まず、基準第29号は比較可能性および意思決定有用性を向上させると企業は考えているかを検証したところ、いずれの質的特性も向上させると企業は考えているという証拠は得られなかった。第2に、比較可能性の向上は意思決定有用性を改善させると企業は考えているかについて、これを支持する証拠が得られた。第3に、「重要性等に関する代替的な取扱い」への容認度合いと基準の評価の間には、負の関係性が認められた。このことは、国内基準独自の容認規定に対する企業側の考え方の違いが、基準第29号に対する評価 (比較可能性および意思決定有用性) の違いにあらわれている

ことを示唆する。

本稿には、次の2つの貢献があると考えられる。1つ目は、学術的な視点に関して、比較可能性の議論に企業側の観点から実証的な証拠を提示したことである。本稿では、比較可能性という概念について、先行研究を整理した上で、弾力性および意思決定有用性との関係にフォーカスして検証を行っている。これによって、1つの基準の分析を通して、比較可能性をめぐる理論的・実証的な研究蓄積に寄与できる。

もう1つは、実務的な視点に関して、新収益認識基準に対する企業の見解を分析することによって、新基準の効果に係る情報を基準設定主体に対していち早く提供したことである。本稿は、新基準を対象としたアンケート調査に基づいた実証研究であり、企業に対して実施したアンケート調査の回答をもとにしたデータセットを用いている。これによって、公表情報を用いた場合に比して、より直接的に新基準適用前の企業の見解を捕捉できる。

以降の構成は次のとおりである。第Ⅱ節では、比較可能性という概念の整理を行ったうえで、関連研究のレビューを行う。第Ⅲ節および第Ⅳ節で検証仮説およびリサーチ・デザインを提示し、第Ⅴ節で実証分析の結果について考察する。さらに第Ⅵ節で追加検証を行ったのち、第Ⅶ節で検証結果の要約と本稿の結論を示す⁽³⁾。

Ⅱ 概念整理と先行研究

1. 比較可能性とは

まず、比較可能性およびそれに関連する諸概念の整理を行っておく。そもそも、IASBの概念フレームワークでいう「比較可能性 (comparability)」とは、「項目間の類似点と相違点を利用者が識別・理解しうる質的特性」(IASB [2018], para.2.25)をいい、会計基準設定において適切な会計処理方法を導出する際に考慮すべき規範的な情報特性であり、会計情報の有用性を補強する質的特性の1つとされる。ある程度の比較可能性は、基本的な質的特性(意思決定との関連性および忠実な表現)の充足により達成される可能性が高いとされる (IASB [2018], para.2.28)。

わが国の概念フレームワークにおいても、会計情報が利用者の意思決定にとって有用であるためには、会計情報は比較可能性がなければならないとされる。ここでいう「意思決定にとって有用」とは、「投資家が企業の不確実な成果を予測するのに有用であることが期待されている」(ASBJ [2006], 第2章第1項) 会計情報に求められる最も基本的な特性である。また、「比較可能性」は、「同一企業の会計情報を時系列で比較する場合、あるいは、同一時点の会計情報を企業間で比較する場合、それらの比較に障害とならないように会計情報が作成されていることを要請するもの」(ASBJ [2006], 第2章第11項)とされる。

なお、企業により作成される会計情報が比較可能性をもつためには、同様の事実(対象)には同一の会計処理が適用され、異なる事実(対象)には異なる会計処理が適用されることにより、会計情報の利用者が、時系列比較や企業間比較にあたって、事実の同質性と異質性を峻別できるようにしなければならないとされる (ASBJ [2006], 第2章第11項)。

つまり、企業の会計情報は、時系列比較や企業間比較が可能な場合に、情報の利用者が投資意思決定を行うにあたって有用であるとされる (ASBJ [2006]; FASB [2018]; IASB [2018])。後述するように、これを受け、近年、比較可能性の影響が実証的に検討されてきている。

また、「比較可能性」に影響を及ぼす概念として、「統一性 (uniformity)」と「弾力性 (flexibility)」が挙げられている (IASB [2018]; 飯野 [1971]; 中野 [2020])。ここで、「統一性」とは、同一または類似の取引・

事象に対して会計基準が唯一の会計方法の採用のみを許している属性(状態)(徳賀 [2000], 121 頁)をいい、また「弾力性」とは、同一または類似の取引・事象に対して会計基準が複数の会計方法の選択を認めている属性(状態)(徳賀 [2000], 121-122 頁)をいう。すなわち、統一性や弾力性という用語は、会計基準の属性を示すものであるのに対して、比較可能性は、複数企業間の会計測定値や開示情報が比較可能である程度、あるいは同一企業の異なる期間の会計測定値や開示情報が比較可能である程度を表す用語である(徳賀 [2000], 122 頁)と整理することができよう。

この理解の上で、基準第 29 号と比較可能性に関する議論をまとめておこう。既述のように、基準第 29 号の開発にあたり、IFRS 第 15 号と整合性を図るベネフィットの 1 つである「国内外の企業間における財務諸表の比較可能性」の観点から、IFRS 第 15 号の基本的な原則を取り入れることが出発点とされ、「基本的に IFRS 第 15 号の会計基準の内容を基礎とした定め」が規定された(ASBJ [2018a], 第 97 項 - 第 100 項)。それゆえ、企業が基準第 29 号を適用すれば、「国内における企業(IFRS 任意適用企業を含む)との比較可能性」が向上するとともに、「海外企業(国外における IFRS 適用企業)との比較可能性」も向上することが、基準設定段階で企図されているといえよう。

ただし、これまでわが国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を大きく損なわせない範囲で、「重要性等に関する代替的な取扱い」(ASBJ [2018b], 第 92 項 - 第 104 項)を採用することが認められている。ここでいう「重要性等に関する代替的な取扱い」とは、基準第 29 号が想定する原則的な処理方法を採用しないことができるということである。たとえば、約束した財またはサービスが、顧客との契約の観点で重要性が乏しい場合には、当該約束が履行義務であるかについて評価しないことができ(同 93 項)、出荷時から商品または製品の支配が顧客に移転される時までが「通常の期間」(通常は数日間)である場合には、出荷時から商品または製品の支配が顧客に移転される時までの間の一時点(たとえば、出荷日または着荷日)で収益を認識することができる(同 98 項)などの、IFRS 第 15 号には規定されない例外的な処理方法を採用することができる。このような「重要性等に関する代替的な取扱い」は、同一または類似の取引・事象に対して基準が複数の会計処理方法の選択を認めていることになり、基準の弾力性を高めるものと捉えることができる。

2. 先行研究

(1) 新収益認識基準に関するアンケート調査

次に、新収益認識基準に関するアンケート調査の先行研究を概観する。Lim et al. [2015] は、IFRS 第 15 号適用による影響について、マレーシアの財務諸表作成者と監査人を対象にアンケート調査を実施した。その結果、監査人は IFRS 第 15 号適用への準備が整っておらず、適用に際しては曖昧さを排除するための修正が必要であると捉えており、財務諸表作成者と監査人は、業種を越えた統一的な基準の適用は容易ではないと考えていることが示された。

Khamis [2016] は、Lim et al. [2015] と同様の検証手法を採用し、エジプトにおける IFRS 第 15 号適用の影響について調査している。その結果、エジプトでは基準に対する理解度は低く、基準は明瞭性に欠け、異なる業種に対する適用についても簡単ではないと回答していることがわかった。よって、彼らの基準に対する理解を深めるためのトレーニング・プログラムや追加的な啓蒙が必要であると結論づけている。

Altaji and Alokdeh [2019] は、ヨルダンにおいて、IFRS 第 15 号が会計情報の質に与える影響について、監査人へアンケート調査を実施している。結果として、IFRS 第 15 号を適用することによって会計情報の質、特に意思決定との関連性(relevance)と忠実な表現(faithful representation)は向上するという見解を監

査人が有していることが示唆される一方で、財務諸表の作成段階においては実務上の困難さを伴うとの回答も示されている。

国内の調査研究としては、石田 [2020] が存在する。当該研究においては、基準第 29 号の浸透度（認知度）を調査するため、財務諸表作成者への WEB アンケートを実施している。その結果、多くの回答者が新収益認識基準の存在を認識しているものの、その内容に対する理解は必ずしも十分でないという調査結果が得られている。

これら先行研究では、調査対象の国により意識の差はあるものの、新収益認識基準に対する理解が必ずしも十分でない財務諸表作成者が考えていることが示されている。しかし、新収益認識基準の目的である比較可能性の向上が果たされているか否かについては、特に日本において十分な検討がなされていない。

(2) 比較可能性の影響に関する実証研究

比較可能性の影響に関する実証研究としては次のようなものが挙げられる。

De Franco et al. [2011] は、Compustat に収録されている 2005 年に決算を迎えた企業をサンプルに、同業他社情報との比較可能性が高い場合に、アナリスト・カバレッジが高く、アナリスト予想の正確性が高く、かつアナリスト予想の分散が小さいことを示し、このことから比較可能性が情報獲得コストを減少させ、アナリストに利用可能な情報の質・量を増加させると結している。

Fang et al. [2016] は、1992 年から 2008 年をサンプル期間として Dealscan, CRSP および I/B/E/S に収録されている企業を対象とし、比較可能性が高い場合に負債コストが低くなり、担保が設定されるケースが少なくなることを明らかにしている。ここから、債務契約において比較可能性は情報の非対称性を軽減させる役割を果たしている、としている。

Imhof et al. [2017] は、Compustat および CRSP に収録されている 1990 年から 2004 年の企業をサンプルとして、比較可能性が高い場合に株主資本コストが低くなること、そして情報の非対称性が大きく、不完全なマーケットに身を置く企業ほどこの関係は強くなることを明らかにしている。

日本においては、若林 [2019] が、2004 年から 2016 年の東京証券取引所に上場している企業を対象とした分析を行っている。そこでは、比較可能性とビッド・アスク・スプレッドおよび非流動性尺度との間に有意な負の関係があることを示し、このことは日本において比較可能性が証券市場にプラスの効果をもたらしている可能性がある結論づけている。

このように先行研究では、会計情報の比較可能性が高い企業ほど情報の非対称性が小さくなるため、この特性が様々な利害関係者の意思決定に有用である、ということを示している。ただし、筆者らが調査した限りでは、比較可能性と意思決定有用性との関係が直接的に検証されているわけではなく、さらに比較可能性および新収益認識基準との関係性についても明らかにされていない。

(3) 先行研究のまとめ

基準第 29 号は、収益認識に関するグローバルな比較可能性を高めるものと位置づけることができるが、先行研究では他の新収益認識基準も含め、実際の効果が実証的に検証されているわけではない。したがって、基準第 29 号が比較可能性および意思決定有用性へ作用する経路についても未解明である。加えて、比較可能性と意思決定有用性の関係も、必ずしも直接的に検証されているわけではない。

そこで本稿では、基準第 29 号が比較可能性および意思決定有用性を向上させると企業は考えているか、そして考えている（いない）ならばその経路はどのようなものであるかについて、比較可能性と意思決定有用性の関係も含めて検証する。

III 検証仮説

本稿では、既述の通り、基準第 29 号が会計情報の質的特性である比較可能性および意思決定有用性に影響を及ぼすと企業が考えているかどうか、また、基準第 29 号が比較可能性および意思決定有用性へ作用する経路を明らかにする。

そもそも基準第 29 号は、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることを目指したものである。しかしながら、当該基準の適用が比較可能性および意思決定有用性に及ぼす影響に関する十分な量の実証的な検討がなされているとは言えず、企業側の見解を捕捉しようとするものは、筆者らの調査の限りにおいて存在しない。そこで、この点を明らかにするために、第一の検証課題（RQ1）として、「基準第 29 号は比較可能性および意思決定有用性を向上させると、企業は考えているのか」を設定する。そして、この RQ1 については、次の 2 つの仮説によって検証することとしたい。

まず、基準第 29 号が基準設定主体の意図通りであれば、財務諸表作成者は基準第 29 号が財務諸表の比較可能性を向上し得ると回答すると予想されることから、以下の仮説が導出される。

仮説 1-1：企業は基準第 29 号が比較可能性を向上させると回答する傾向にある。

また、同様に基準第 29 号の適用は、企業間比較や時系列比較を可能とし、情報の利用者が投資意思決定を行うにあたって有用な情報提供につながるはずであるため、仮説は以下ようになる。

仮説 1-2：企業は基準第 29 号が意思決定有用性を向上させると回答する傾向にある。

さらに、会計情報の質的特性である比較可能性と意思決定有用性に関して、そもそも、前者が後者にどのような影響を与えるか、特に前者が後者を高めるか否かについては、実証的な知見が希薄である。そこで、両者の関係について、第二の検証課題（RQ2）として、「比較可能性の向上は意思決定有用性を改善させると、企業は考えているのか」を設定する。そして、この RQ2 から導かれる仮説は、次のとおりとなる。

仮説 2：基準第 29 号が比較可能性を向上させると回答する企業ほど、基準第 29 号が財務諸表利用者（たとえば株主や債権者）にとってベネフィットがあると回答する傾向にある⁽⁴⁾。

基準第 29 号は、既述の通り、IFRS 第 15 号の基本的な原則を取り入れ、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させるために導入されたと解されるが、同基準がどのような経路で比較可能性に作用するのかについては、必ずしも実証的な検討がなされてこなかった。基準設定の議論においては、第 II 節で触れたように、比較可能性に影響を及ぼす概念として、統一性と弾力性が挙げられているが、基準第 29 号をこの枠組みで理解すると、IFRS 第 15 号との主たる内容上の差異である「重要性等に関する代替的な取扱い」は、基準の弾力性を高めるものと捉えることができる。そこで、「弾力性に対する企業の考え方（態度）」が、「基準第 29 号の比較可能性に関する評価」に影響を及ぼしているのかどうかを確かめ、企業が考える弾力性と比較可能性の関係を示したい。さらに、RQ2 と関連して、弾力性と意思決定有用性の関係も検証する。

以上より、第三の検証課題（RQ3）として、「『重要性等に関する代替的な取扱い（弾力性）』に対する態

度の違いは、基準第 29 号に対する企業の評価における違いを説明しうるか」を設定する。そして、この RQ3 については、次の 2 つの帰無仮説によって検証することとした。

仮説 3-1: 「重要性等に関する代替的な取扱い」の範囲に対する考え方の違いは、基準第 29 号が比較可能性を向上させるかどうかという回答に影響を与えない。(帰無仮説)

仮説 3-2: 「重要性等に関する代替的な取扱い」の範囲に対する考え方の違いは、基準第 29 号が意思決定有用性を向上させるかどうかという回答に影響を与えない。(帰無仮説)

IV 検証に関わるアンケート調査の概要とリサーチ・デザイン

筆者らが実施したアンケート調査では、基準第 29 号を中心とした新収益認識基準⁽⁵⁾が企業にどのような影響を及ぼすかについて、包括的な調査を行っている⁽⁶⁾。具体的には、基準導入の準備状況、基準導入のコスト・ベネフィット、基準導入が財務諸表へ与える影響について、基準を適用する企業側の見解を調査している。なかでも、本稿の検証に関わる問いを抜粋すると、図 1 のとおりである。

問 1 財務諸表の作成者として、新収益認識基準の導入によって貴社にどの程度のベネフィットが生じるとお考えですか。下記の項目それぞれについて、該当する数字 1 つに○印をつけてください。

項目	非常に小さい・・・どちらでもない・・・非常に大きい				
他社（日本企業）との比較可能性	1	2	3	4	5
他社（外国企業）との比較可能性	1	2	3	4	5
取引実態を適切に反映する程度	1	2	3	4	5
企業グループ内での会計処理の整合性	1	2	3	4	5
業績評価のしやすさ	1	2	3	4	5
会計上の判断のしやすさ	1	2	3	4	5
その他（ ）	1	2	3	4	5

問 2 財務諸表の作成者として、財務諸表の利用者（たとえば株主や債権者）にとって、新収益認識基準が導入されることは、どの程度のベネフィットがあると評価されますか。該当する数字 1 つに○印をつけてください。

まったくない・・・どちらでもない・・・かなりある					
1	2	3	4	5	

問 3 IFRS との相違点の 1 つとして「重要性に関する代替的な取扱い」が認められている点がありますが、この「重要性に関する代替的な取扱い」の適用範囲について、どのようにお考えですか。該当する数字 1 つに○印をつけてください。また、その理由を自由回答にてお答えください。日本基準以外を適用している場合は、ご回答の必要はありません。

範囲は小さいほうが良い・・・どちらでもない・・・範囲は大きいほうが良い					
1	2	3	4	5	

【理由】

図 1 アンケート調査票（一部）

出所：中村他 [2019]

問1では、新収益認識基準の導入により企業側にもたらされるベネフィットについて、問2では、財務諸表の利用者に対してもたらされるベネフィットについて、問3では、「重要性等に関する代替的な取扱い」の適用範囲について、企業側の見解を調査している。

入手した回答値は、5段階のリッカート・スケールとなっており、これを企業の見解の程度を定量的に示した代理変数と置いた上で、実証的な検証を試みる⁽⁷⁾。仮説1-1の検証に関しては、問1における「他社（日本企業）との比較可能性」についての回答値を COM_JPN_i 、「他社（外国企業）との比較可能性」についての回答値を COM_FOR_i と置く⁽⁸⁾。仮説1-2の検証に関しては、問2の回答値を $SH_BENEFIT_i$ と置いた上で、それぞれの回答値が平均値である「3：どちらでもない」と統計的に有意に異なるか否かについてt検定を実施する。回答値が3より有意に大きい（小さい）場合には、基準第29号が比較可能性を向上させる程度が大きい（小さい）と判断され、財務諸表利用者のベネフィットについてもこれと同様に解釈できる。

仮説2の検証に関しては、問2の回答値 $SH_BENEFIT_i$ を従属変数に、独立変数には、問1における国内外企業との比較可能性に対する回答値 ($COM_JPN_i, COM_FOR_i \in COMPARABILITY_i$) を説明変数として、両者の統計的な関係性について次のモデルを設定し、順序プロビット分析を実施する。

$$SH_BENEFIT_i = \beta_0 + \beta_1 COMPARABILITY_i + \beta_2 LEV_i + \beta_3 ROA_i + \beta_4 TOBINQ_i + \beta_5 SCALE_i + INDUSTRY_i + \epsilon$$

式1

$COM_JPN_i, COM_FOR_i \in COMPARABILITY_i$

なお、企業の基本的なファンダメンタルズの状況として、資本構成 (LEV_i)、収益性 (ROA_i)、投資機会 ($TOBINQ_i$)、規模 ($SCALE_i$)、産業 ($INDUSTRY_i$) をコントロールしている。 $COMPARABILITY_i$ と $SH_BENEFIT_i$ との間に正の関係が認められれば、仮説2と整合的な結果が示されたこととなる。

仮説3-1の検証に関しては、 $COMPARABILITY_i$ を従属変数とし、問3における回答値 ($ALTN_i$) を独立変数とした次のモデルの回帰を行う（以下、コントロール変数に関しては仮説2と同様）。

$$COMPARABILITY_i = \beta_0 + \beta_1 ALTN_i + \beta_2 LEV_i + \beta_3 ROA_i + \beta_4 TOBINQ_i + \beta_5 SCALE_i + INDUSTRY_i + \epsilon$$

式2

最後に、仮説3-2の検証は、 $SH_BENEFIT_i$ を従属変数とし、 $ALTN_i$ を独立変数とした次のモデルの回帰を行う。なお、仮説3-1、3-2の検証に関しては帰無仮説としているため、符号の予測を行わない。

$$SH_BENEFIT_i = \beta_0 + \beta_1 ALTN_i + \beta_2 LEV_i + \beta_3 ROA_i + \beta_4 TOBINQ_i + \beta_5 SCALE_i + INDUSTRY_i + \epsilon$$

式3

本稿で用いる変数の定義は、次の表1に要約される。

表1 変数の定義

変数名	定義
COM_JPN_i	企業 i による, 他社 (日本企業) との比較可能性に対する質問の回答 (5 段階: 5 が大)
COM_FOR_i	企業 i による, 他社 (外国企業) との比較可能性に対する質問の回答 (5 段階: 5 が大)
$SH_BENEFIT_i$	企業 i による, 新収益認識基準が導入されることから感じる財務諸表利用者 (たとえば株主や債権者) にとってのベネフィットに関する質問の回答 (5 段階: 5 が大)
$ALTN_i$	企業 i による, 「重要性等に関する代替的な取扱い」の適用範囲に関する質問の回答 (5 段階: 5 が大)
LEV_i	企業 i の負債総額 ÷ 資産総額
ROA_i	企業 i の当期純利益 ÷ 資産総額
$TOBINQ_i$	企業 i の (時価総額 + 負債総額) ÷ 資産総額
$SCALE_i$	企業 i の資産総額の自然対数値
$INDUSTRY_i$	日経中分類に基づく産業ダミー変数

V 検証結果

1. サンプルと記述統計

本稿で用いるサンプルは, 次の基準に基づく。① 2019 年 6 月末時点で日本の証券取引所に上場している企業 3,843 社に対するアンケート調査に回答した企業 (308 社, 有回答の回収率は約 8.01%) のうち, ②アンケートにおいて「日本基準以外を適用している」と回答するサンプル (16 社) を除外し (日本基準適用企業が検証対象であるため), ③アンケートにおける, 基準導入により影響が生じると予想される取引⁽⁹⁾すべてに「該当なし」と回答するサンプル (11 社) を除外し, ④検証に必要な変数作成のための財務データが取得可能な企業サンプルを抽出している⁽¹⁰⁾。上記の処理を施した後の各変数のサンプル数および記述統計は, 次の表 2 に示す通りである。

表2 記述統計

	N	mean	sd	min	p50	max
COM_JPN_i	266	2.748	0.968	1.000	3.000	5.000
COM_FOR_i	267	2.624	1.120	1.000	3.000	5.000
$SH_BENEFIT_i$	267	2.927	0.983	1.000	3.000	5.000
$ALTN_i$	259	3.282	1.016	1.000	3.000	5.000
LEV_i	270	0.473	0.194	0.039	0.474	0.954
ROA_i	266	0.038	0.067	-0.502	0.036	0.236
$TOBINQ_i$	268	1.464	1.773	0.473	0.975	15.135
$SCALE_i$	270	10.516	1.775	5.170	10.405	19.118

COM_JPN_i , COM_FOR_i , $SH_BENEFIT_i$, $ALTN_i$ がアンケート調査の回答値に基づいた変数であり, 次節で示す仮説 1 の検証に際しては, COM_JPN_i , COM_FOR_i の平均値について, t 検定を行っている。表 2 を見ると, LEV_i の平均値は約 0.47 であり, 総資産負債比率の平均値が約 47%であることを示している。 ROA_i の平均値は約 3.8%であり, $TOBINQ_i$ の平均値は約 1.46 である。

各変数の相関係数は, 次の表 3 に要約される。左下三角行列はピアソンによる相関係数, 右上三角行列はスピアマンの相関係数である。これを見ると, 国内外の比較可能性に関する回答値 (COM_JPN_i , COM_FOR_i) の相関係数は, 0.70 であり, 国内の比較可能性に関する回答値 (COM_JPN_i) と, 海外の比較可能性に関する回答値 (COM_FOR_i) の相関係数は, 0.65 である。

FOR_i) 間の相関は正であり、これら比較可能性の回答値と SH_BENEFIT_i についても正の相関関係が観察される。以上の結果から、単変量の関係を見る限りにおいては、仮説 2 と整合的な結果が示唆される。また、「重要性等に関する代替的な取扱い」の適用範囲についての質問の回答を示す ALTN_i は、国内外企業との比較可能性 (COM_JPN_i, COM_FOR_i), SH_BENEFIT_i との間に負の相関関係を有していることが確認される。

表 3 相関マトリクス

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
(1) COM_JPN _i		0.553	0.541	-0.045	0.036	-0.043	-0.097	0.069
(2) COM_FOR _i	0.560		0.331	-0.064	0.086	0.078	0.028	0.224
(3) SH_BENEFIT _i	0.549	0.323		-0.102	0.092	0.023	0.038	0.019
(4) ALTN _i	-0.054	-0.066	-0.122		-0.016	-0.040	-0.109	0.122
(5) LEV _i	0.031	0.076	0.080	-0.018		-0.363	-0.035	0.252
(6) ROA _i	-0.012	0.073	-0.015	-0.012	-0.183		0.369	-0.072
(7) TOBINQ _i	-0.073	0.029	0.040	-0.096	-0.198	0.204		-0.193
(8) SCALE _i	0.041	0.197	0.028	0.092	0.275	-0.062	-0.315	

2. 仮説 1 の検証結果

仮説 1 では、基準第 29 号が国内外企業との比較可能性 (COM_JPN_i, COM_FOR_i) を向上させる程度について、企業側に問うた回答を検証しており、表 4 にその結果を示している。仮説 1-1 に関して、COM_JPN_i の平均値は約 2.75、COM_FOR_i の平均値は約 2.62 であり、「どちらでもない」を示す値「3」を統計的に有意に下回っている。これらの結果は、基準第 29 号が国内外における比較可能性を向上させていると企業は考えているわけではないことを示している。仮説 1-2 に関して、SH_BENEFIT_i については、平均値は約 2.93 と 3 を下回っているものの、統計的に有意な値となっていない。ここから、基準第 29 号が意思決定有用性を高めていると企業は考えているという証拠は得られず、仮説 1 の妥当性は示されなかった。

表 4 比較可能性に関する回答値

	COM_JPN _i	COM_FOR _i	SH_BENEFIT _i
N	266	267	267
回答平均値	2.748***	2.624***	2.927
差の検定	(-4.245)	(-5.494)	(-1.215)
	(平均値=3の検定)	(平均値=3の検定)	(平均値=3の検定)

括弧内は t 値を示している。*** は 1% 水準で有意であることを表す。

3. 仮説 2 および仮説 3 の検証結果

仮説 2 の検証結果は、表 5 に要約される。国内外企業との比較可能性 (COM_JPN_i, COM_FOR_i) は、それぞれ従属変数である SH_BENEFIT_i との間に 1% 水準で正の関係性を有している。当該結果から、比較可能性の向上の程度は、財務諸表利用者へのベネフィットにつながると企業が考えていることが示唆され、仮説 2 と整合的な結果を入手している。

表5 仮説2の検証結果

	(1)	(2)
	$SH_BENEFIT_i$	$SH_BENEFIT_i$
COM_JPN_i	0.776*** (7.821)	
COM_FOR_i		0.343*** (4.504)
LEV_i	0.593 (1.253)	0.466 (1.021)
ROA_i	0.535 (0.446)	-0.113 (-0.109)
$TOBINQ_i$	0.094** (1.965)	0.056 (1.395)
$SCALE_i$	0.029 (0.535)	-0.016 (-0.295)
	0.776***	
$INDUSTRY$	YES	YES
Pseudo R^2	0.175	0.085
Log pseudo-likelihood	-300.172	-334.234
Observations	260	261

(1)は、説明変数を他社（日本企業）との比較可能性に対する質問の回答（ COM_JPN_i ）としたものであり、(2)は、他社（外国企業）との比較可能性に対する質問の回答（ COM_FOR_i ）としたものである。括弧内はz値を示している。**は5%、***は1%水準で有意であることを表す。標準誤差は企業クラスター補正を施し修正した値を示している。

続いて、表6は仮説3-1および3-2の検証結果を示している。表中、(1)において、国内企業との比較可能性（ COM_JPN_i ）については係数が負であるものの、統計的に有意な値となっていない一方で、(2)をみると、「重要性等に関する代替的な取扱い」の適用範囲についての質問の回答を示す $ALTN_i$ は、海外企業との比較可能性（ COM_FOR_i ）と弱いながらも負の関係性を有している（10%水準で統計的に有意）。ここから、当該結果は仮説3-1の帰無仮説を部分的に棄却するものであり、「重要性等に関する代替的な取扱い」の範囲が小さい方がよいと考えている企業ほど、基準第29号が、少なくとも海外企業との比較可能性を向上させるものであると考えていることを示唆している。

また、(3)をみると、 $ALTN_i$ は $SH_BENEFIT_i$ と負の関係性を有しており（5%水準で統計的に有意）、仮説3-2の帰無仮説を棄却し、「重要性等に関する代替的な取扱い」の範囲が小さい方がよいと考えている企業ほど、基準第29号が意思決定有用性を向上させるものであると考える傾向にあることを示している。

以上から、「重要性等に関する代替的な取扱い」という弾力性に対する容認度合いは小さい方が望ましいと考えている企業ほど、基準第29号をポジティブに評価しているという傾向を見て取ることができる。

表6 仮説3の検証結果

	(1)	(2)	(3)
	COM_JPN_i	COM_FOR_i	$SH_BENEFIT_i$
$ALTN_i$	-0.110 (-1.432)	-0.129* (-1.661)	-0.188** (-2.512)
LEV_i	0.239 (0.551)	0.655* (1.667)	0.772* (1.735)
ROA_i	-0.638 (-0.511)	1.141 (0.966)	-0.058 (-0.057)
$TOBINQ_i$	-0.017 (-0.354)	0.081 (1.530)	0.059 (1.520)
$SCALE_i$	0.014 (0.265)	0.207*** (3.623)	0.002 (0.035)
<i>INDUSTRY</i>	YES	YES	YES
Pseudo R ²	0.056	0.082	0.063
Log pseudo-likelihood	-293.500	-317.676	-325.514
Observations	249	250	250

(1)は、従属変数を他社（日本企業）との比較可能性に対する質問の回答（ COM_JPN_i ）としたものであり、(2)は、他社（外国企業）との比較可能性に対する質問の回答（ COM_FOR_i ）としたものである（仮説3-1の検証）。(3)は従属変数を新収益認識基準が導入されることから感じる財務諸表利用者（たとえば株主や債権者）にとってのベネフィットに関する質問の回答（ $SH_BENEFIT_i$ ）としている（仮説3-2の検証）。括弧内はz値を示している。*は10%、**は5%、***は1%水準で有意であることを表す。標準誤差は企業クラスター補正を施し計算した値を示している。

VI 追加検証

仮説3の検証においては、「重要性等に対する代替的な取扱い」の範囲が小さい方が良いと回答する企業ほど、基準第29号を（比較可能性の向上、意思決定有用性の改善という文脈において）評価する傾向にあることが示された。「重要性等に対する代替的な取扱い」に対する態度を弾力性に対する態度の代理変数と捉えるのならば、当該程度が小さい、すなわち基準が弾力的でないものであるほど、比較可能性および意思決定有用性が高いものと企業が期待していると解釈される。では、なぜこのような結果が観察されたのか。

ここで、筆者らが実施したアンケート調査において、「重要性等に関する代替的な取扱い」に対する態度について尋ねた際に、リッカート・スケールにおける回答値を選択した理由を、自由記述の形で問うている。その中で範囲が大きいほうが良い（回答値「4」「5」）とする主な論拠、小さい方が良い（回答値「1」「2」）とする主な論拠には、次頁の表7のようなものがある。

範囲が小さい方が良いとする回答の論拠は、国際的な比較可能性の向上を意識したものが挙げられている。一方、範囲が大きいほうが良いとする論拠を見ると、比較可能性の向上が念頭にあるというよりは、基準変更に伴う初度適用コストや、事務負担の増大を避けたいとするものが主なものとして見受けられる。も

し、これらの「コスト」が基準変更積極的にならないこと（弾力性を認めることにより、従来の会計処理を維持しようとする）の原因であるのならば、「基準適用そのもの」についてネガティブになっている可能性がある。そこで、仮説3の回帰式における従属変数を、問1における比較可能性以外の「新収益認識基準の導入によるベネフィット」に関する回答値についても設定し、 $ALTN_i$ との関係について有意性を検証する。

表7 「重要性等に対する代替的な取扱い」に対する態度の主な論拠

	自由記述による見解（主なもの）
範囲は大きい方が 良い (N=67)	<ul style="list-style-type: none"> 初度適用コストや事務負担の低減 (N=29) 契約やシステム等の変更の最小化 経営計画や実績評価に利用してきた収益（認識）が大きく変化することを避けたい（過去との比較可能性） 集計・監査にかかる工数（費用）が増大
範囲は小さい方が 良い (N=27)	<ul style="list-style-type: none"> IFRS との整合性や（会社間あるいは国際的）比較可能性の確保 (N=19) グループ内での会計方針の統一
中立的立場	<ul style="list-style-type: none"> 比較可能性の確保と実務上の負担の比較衡量

追加検証に用いる各変数の定義は表8に示すとおりである。 $INTG_i$ は、図1の問1で示した質問（新収益認識基準の導入によって、どの程度のベネフィットが生じると考えるのかに関する質問）に対する回答値をもとに作成した変数であり、すでに検証で用いた他社（日本企業）との比較可能性に対する回答値（ COM_JPN_i ）、他社（外国企業）との比較可能性に対する回答値（ COM_FOR_i ）に加え、下記の回答値をもとに作成した変数の平均を企業ごとに計算したものである。 $REPRESENT_i$ は、取引実態を適切に反映する程度に対する質問の回答値、 $GROUP_i$ は、企業グループ内での会計処理の整合性を向上させたか否かに対する質問の回答値、 $EVALUATION_i$ は、業績評価のしやすさに対する質問の回答値、 $JUDGE_i$ は、会計上の判断のしやすさに対する質問の回答値をそれぞれ示している。これらの変数は1が最も小さく（基準導入によるベネフィットが小さい）、5が最も大きいものとなる。なお、問1における「その他」に基づく変数の作成は行っておらず、 $INTG_i$ においても考慮していない。

表8 追加検証に用いる各変数の定義

変数名	定義
$INTG_i$	企業 <i>i</i> による、 COM_JPN_i 、 COM_FOR_i 、 $REPRESENT_i$ 、 $GROUP_i$ 、 $EVALUATION_i$ 、 $JUDGE_i$ の平均値
$REPRESENT_i$	企業 <i>i</i> による、取引実態を適切に反映する程度に対する質問の回答（5段階：5が大）
$GROUP_i$	企業 <i>i</i> による、企業グループ内での会計処理の整合性に対する質問の回答（5段階：5が大）
$EVALUATION_i$	企業 <i>i</i> による、業績評価のしやすさに対する質問の回答（5段階：5が大）
$JUDGE_i$	企業 <i>i</i> による、会計上の判断のしやすさに対する質問の回答（5段階：5が大）

検証結果は、表9に要約される。これを見ると、 $ALTN_i$ は $INTG_i$ 、 $REPRESENT_i$ 、 $EVALUATION_i$ を従属変数としたときに、10%水準で統計的に有意な負の値となっている。ここから、「重要性等に関する代替的な取扱い」の範囲は大きい方が良いと回答する企業は、問1で用意した項目のうち、仮説3-1の検証（表6）で示した「他社（外国企業）との比較可能性」に加え、「取引実態を適切に反映する程度」、「業績評価のし

やすさ」についてもネガティブな見解を有していることがわかる。したがって、基準導入に伴う会計処理の「統一的な変更」に消極的な見解を有する企業は、比較可能性に対してのみならず、基準導入そのものに対してネガティブである可能性が、当該追加検証の結果から示唆される。

表9 追加検証の結果

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	$INTG_i$	$REPRESENT_i$	$GROUP_i$	$EVALUATION_i$	$JUDGE_i$
$ALTN_i$	-0.131* (-1.904)	-0.126* (-1.722)	-0.079 (-1.008)	-0.124* (-1.741)	-0.080 (-1.053)
LEV_i	0.330 (0.755)	0.310 (0.654)	0.173 (0.376)	0.469 (1.025)	0.187 (0.415)
ROA_i	-0.824 (-0.752)	-1.789 (-1.564)	-0.710 (-0.602)	-1.649 (-1.493)	0.194 (0.194)
$TOBINQ_i$	0.005 (0.111)	0.033 (0.854)	0.016 (0.357)	-0.016 (-0.328)	-0.076 (-1.567)
$SCALE_i$	0.037 (0.695)	0.022 (0.401)	0.012 (0.216)	-0.077 (-1.465)	-0.109** (-2.135)
<i>INDUSTRY</i>	YES	YES	YES	YES	YES
Pseudo R ²	0.028	0.057	0.057	0.057	0.058
Log pseudo-likelihood	-615.621	-306.015	-324.664	-286.784	-303.888
Observations	246	249	249	250	249

(1)–(5) はそれぞれ、従属変数に $INTG_i$, $REPRESENT_i$, $GROUP_i$, $EVALUATION_i$, $JUDGE_i$ の平均値を用いた場合における $ALTN_i$ との検証結果を示している。括弧内は z 値を示しており、* は 10%、** は 5% 水準で有意であることを表す。標準誤差は企業クラスター補正を施し修正して計算した値を示している。

VII 結論

本稿は、わが国における新しい収益認識基準である基準第 29 号が、会計情報の質的特性である比較可能性および意思決定有用性に及ぼす影響について、企業に対するアンケート調査結果をもとに検討することを目的としている。図 2 は、検証課題と検証結果の概念図である。

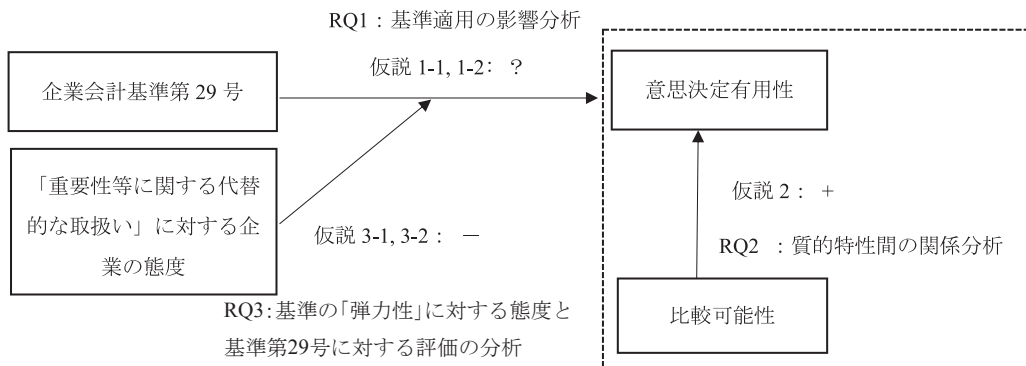


図 2 本稿の検証課題と検証結果の概念図

まず、基準第 29 号は比較可能性および意思決定有用性を向上させると企業は考えているか (RQ1) を検証したところ、いずれの質的特性も向上させると企業は考えているという証拠は得られなかった。むしろ、基準第 29 号が比較可能性の向上に寄与する程度は、平均的にはそれほど大きくないとの回答傾向を確認した。第 2 に、比較可能性の向上は意思決定有用性を改善させると企業は考えているか (RQ2) について、これを支持する証拠が得られた。第 3 に、IFRS 第 15 号との違いである「重要性等に関する代替的な取扱い」(弾力性) に対する態度の違いは、基準第 29 号に対する企業の評価 (比較可能性および意思決定有用性) における違いを説明しうるか (RQ3) について、両者に負の関係性が認められた。

本稿の検証結果から、次の 2 つの示唆が得られる。1 つ目は、学術的な視点に関して、比較可能性研究に対する示唆である。本稿の検証により、比較可能性に対する回答値は意思決定有用性に対する回答値に正の影響を及ぼすこと、および弾力性に対する回答値が比較可能性に対する回答値と関連することがわかった。これまでの実証研究は、株主資本コストや負債コストなどの関係を通して、比較可能性が様々な利害関係者の意思決定に有用であることを示してきた。これに対して本稿では、企業側の回答値を用いるという別のアプローチをとることにより、先行研究の知見を補強することとなる。また、弾力性と比較可能性の関係を定量的に示したことによって、理論的な側面でのみ語られてきた両者の関係の存在が、より明確になったと考えられる。

もう 1 つは、実務的な視点に関して、新基準の効果に対する示唆である。ASBJ は新収益認識基準適用に伴う影響を整理する上で、「経営管理及びシステム対応を含む業務プロセスを変更する必要性が生じる」と金銭的成本に、さらに「より長期の準備期間を想定して適用時期を定める必要がある」と時間的成本にそれぞれ言及している (ASBJ [2018a], 157 項)。ただし、会計基準の適用前にそのコストについて具体的な項目を詳細に想定することは基準設定主体にとって困難であることが予想されるので、会計基準の利用者側である企業の見解を整理することの重要性は小さくないと考えられる (塚原他 [2020b])。

これに関して本稿では、比較可能性と基準第 29 号の間にプラスの関係を確認できず、また企業はコストを理由に基準第 29 号自体の評価を下げている傾向にある、という予測と整合的な結果が得られた。このことと、財務諸表作成者だけでなく、財務諸表利用者 (たとえば株主や債権者) にとってのベネフィットも観察できなかった、というアンケート調査の結果を総合して考えると、基準第 29 号のコスト・ベネフィットの観点からはコストが上回っている可能性が指摘できる。

最後に、本稿の分析にはいくつかの課題がある。1つ目は、比較可能性と意思決定有用性との関係の検証が、「基準第29号への評価」を通じて行ったものであるという点である。したがって、より普遍的な解を得るためには、他の基準も対象とし⁽¹¹⁾、これらの質的特性の関係の検討を行う必要がある。2つ目は、意思決定有用性の代理変数として「財務諸表の利用者（たとえば株主や債権者）にとって、新収益認識基準が導入されることは、どの程度のベネフィットがあると評価されますか」という質問の回答を利用しているが、これを財務諸表作成者たる企業に問うている点である。よって、財務諸表利用者が実際に基準第29号にベネフィットを感じていない傾向にあるかどうかは確認できていない。この点をカバーするためには、当事者である株主や債権者の意見に耳を傾ける必要がある。具体的には、主要な財務諸表利用者である証券アナリスト等にインタビューもしくはアンケート調査を行うことが考えられる。3つ目は、アンケート調査によるサンプルバイアスの問題である。アンケートの回答率は上場企業の約8%と、国内の上場企業を対象とした他のアンケート調査（たとえば、須田編 [2008]；小津・梅原編 [2011]；若林他 [2012]；小津編 [2017]）よりも必ずしも極端に劣っておらず、かつアンケート回答企業の業種分布には極端な偏りも観察されないが⁽¹²⁾、回答企業には他のバイアスが存在する可能性がある。したがって、その点も踏まえて本稿の結果は慎重に解釈しなければならない。

注

- (1) 本調査では、企業側の見解を調査しており、財務諸表利用者である株主・債権者にとっての「比較可能性」に関する見解を直接的に調査しているわけではない点には注意されたい。ただし、調査時点において新基準の適用前であり、利用者の反応を直接的に判断することができないという検証上の制約が存在することや、基準適用に伴う財務諸表の作成（調整）コストを直接的に負担することになる主体であることから、企業を対象とする本分析は一定の意義を有するものと解される。
- (2) 2020年3月31日に当基準は改正されているが、アンケート調査は2018年に公表された基準に基づいて実施したため、本稿では改正前の基準を前提として議論している。改正後の基準の影響については、今後の課題とする。
- (3) なお、本稿は日本会計研究学会スタディ・グループ「顧客との契約から生ずる収益の認識に関する会計諸問題の研究」（座長：佐々木隆志一橋大学大学院教授）で実施したアンケート調査（中村他 [2019]）により得られた結果をもとに分析を行っている。アンケート結果についての速報的な分析を行っている塚原他 [2020a] も併せて参照されたい。
- (4) 本稿では財務諸表利用者にとってのベネフィットを「意思決定有用性の改善」とみなして分析を行っている。これは、IASBがデュー・プロセスにおける影響分析において、財務報告の改善により、より優れた経済的意思決定が行われるようになることをベネフィットとして捉えていることから、一定の妥当性があるものと考え（IFRSF [2006], para.100）。
- (5) 基準第29号、IFRS第15号、米国基準 Topic606を「新収益認識基準」と総称し、アンケート調査を実施している。ただし、本稿の分析においては、基準第29号に関する調査結果のみを用いている。
- (6) 送付した質問票は、中村他 [2019] に掲載されている。また、本稿で言及する以外の項目に関するアンケート回答値の集計・評価については、塚原他 [2020a,b] を参照されたい。
- (7) 企業に対するアンケート調査結果を定量的な変数と置いた国内の実証分析の例として、たとえば佐々木他 [2015] を挙げることができる。本稿の分析も、当該研究を参考に、順序プロビット分析を実施している。
- (8) なお、回答値の解釈にあたっては、「3：どちらでもない」を基準として、比較可能性が向上すると企業が考えているほど回答値「5」に近づき、比較可能性が向上しないと考えているほど「1」に近づくとしている。
- (9) 具体的には、①有償支給取引、②工事契約（ソフトウェアを含む）、③変動対価（値引き・返品など）を伴う取引、④ポイントに関する取引、⑤製品保証に関する取引、⑥ライセンスを提供した場合の取引、⑦買戻契約、⑧金融要素の存在する取引、⑨返金不能の前払報酬（入会金など）に関する取引、⑩本人と代理人の区分に関する取引、のすべ

てについて「該当取引なし（回答値「0」）」が得られたものを指す。なお、任意記入である「その他」の要素には欠損値が多いため考慮に入れておらず、これを含めた場合の残存サンプル数は本稿のものより2件多くなるが、当該サンプルにおける「その他」の回答は欠損値（無回答）であることを確認している。

(10) 検証に必要となる財務データは、日本経済新聞社が提供する日経バリュエーションを用いて収集しており、アンケート調査時点の直近期における財務データ（Quickにおける検索条件2018年度に決算期を迎える財務データ）を用いている。また、本稿を通じた検証において、日経中分類に基づく金融・証券・その他証券に属するサンプルを除いた検証も行っているが、本稿と類似の結果が得られていることを確認している。本稿においては、これらを含めたサンプルについての検証結果を示している。

(11) たとえば、今後改正が予想される「リース取引に関する会計基準」などを対象とすることが考えられる。

(12) アンケート回答企業の業種分布は塚原他 [2020b] に掲載されている。

参考文献

- Altaji, F. S. and S. K. Alokdeh [2019] "The Impact of the Implementation of International Financial Reporting Standards No.15 on Improving the Quality of Accounting Information." *Management Science Letters*, Vol. 9, Issue. 13, pp.2369-2382.
- De Franco, G., S. P. Kothari, R. S. Verdi [2011] "The Benefits of Financial Statement Comparability." *Journal of Accounting Research*, Vol. 49 No. 4, pp.895-931.
- Fang, X., Y. Li, B. Xin, and W. Zhang [2016] "Financial Statement Comparability and Debt Contracting: Evidence from the Syndicated Loan Market." *Accounting Horizons*, Vol. 30, No. 2, pp.277-303.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [2014] ASC-Topic 606, *Revenue from Contracts with Customers*.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [2018] *Conceptual Framework: Amendments to Statement of Financial Accounting Concepts No.8*.
- 飯野利夫 [1971] 「会計処理基準の統一について—比較可能性と融通性をめぐって—」『会計』第100巻第3号, 71-84頁。
- Imhof, M, S. E. Seavey, and D. B. Smith [2017] "Comparability and Cost of Equity Capital". *Accounting Horizons*, Vol. 31, Issue. 2, pp.125-138.
- International Accounting Standards Board (IASB) [2014] IFRS 15 *Revenue from Contracts with Customers*.
- International Accounting Standards Board (IASB) [2018] *Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- International Financial Reporting Standards Foundation (IFRSF) [2006] *Due Process Handbook for International Accounting Standards Board*.
- 石田万由里 [2020] 「新収益認識基準導入に伴う企業の対応と課題—財務・会計・経理部門および経営企画部門を対象にしたアンケート調査からの分析—」『玉川大学経営学部紀要』第32号, 1-18頁。
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2006] 「財務会計の概念フレームワーク」。
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2018a] 「企業会計基準第29号 収益認識に関する会計基準」。
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2018b] 「企業会計基準適用指針第30号 収益認識に関する会計基準の適用指針」。
- Khamis, A. M. [2016] "Perception of Preparers and Auditors on New Revenue Recognition Standard (IFRS 15): Evidence From Egypt." *Jurnal Dinamika Akuntansi Dan Bisnis*, Vol. 3, No. 2, pp.1-18.
- Lim, Y., S. S. Devi, and N. Mahzan [2015] "Perception of Auditors and Preparers on IFRS 15: Evidence from Malaysia." *Advanced Science Letters*, Vol. 21, No. 6, pp.1781-1785.
- 中村亮介・塚原慎・小澤康裕 [2019] 「付録A 新収益認識会計基準に関するアンケート調査」日本会計研究学会スタディ・グループ最終報告書『顧客との契約から生ずる収益の認識に関する会計諸問題の研究』102-110頁。
- 中野貴之 [2020] 「IFRSの適用と財務情報の比較可能性—投資家の要請と財務会計の基礎概念の交錯—」『会計』第197巻第6号, 642-655頁。
- 小津稚加子・梅原秀継編著 [2011] 『IFRS導入のコスト分析』中央経済社。
- 小津稚加子編著 [2017] 『IFRS適用のエフェクト研究』中央経済社。

- 佐々木寿記・鈴木健嗣・花枝英樹 [2015]「企業の資本構成と資金調達：日本企業へのサーベイ調査による分析」『経営財務研究』第 35 巻第 1 号, 2-28 頁。
- 須田一幸編著 [2008]『会計制度の設計』白桃書房。
- 徳賀芳弘 [2000]『国際会計論－相違と調和－』中央経済社。
- 塚原慎・小澤康裕・中村亮介 [2020a]「新収益認識基準が企業に与える影響－上場企業へのアンケート調査の結果に基づいて－」『企業会計』第 72 巻第 4 号, 134-139 頁。
- 塚原慎・中村亮介・小澤康裕 [2020b]「収益認識基準の影響分析－上場企業へのアンケート調査に基づいて－」
Working paper, Management Innovation Research Center, School of Business Administration, Hitotsubashi University Business School 第 237 号, 1-22 頁。
- 若林公美・馬場大治・長坂悦敬 [2012]「IFRS 時代における日本企業の経営実態調査」『BI Annual Research Report (甲南大学ビジネス・イノベーション研究所)』第 7 巻, 47-78 頁。
- 若林公美 [2019]「会計情報の比較可能性と投資家間の情報の非対称性」『会計』第 195 巻第 4 号, 333-344 頁。

(付記) 本稿は、グローバル会計学会第 4 回における報告論文を加筆修正したものである。報告にあたっては司会者の依田俊伸先生(東洋大学)をはじめ、有益なコメントをくださった先生方、また論文執筆にあたっては査読をしていただいた匿名の先生方にこの場を借りて感謝申しあげる。なお、本研究は JSPS 科研費 18K01930, 20K13649, 21K01806 における研究成果の一部である。

(審査受付 2022 年 2 月 18 日)
(最終校正受理 2022 年 4 月 6 日)